

令和2年度（8月）
紀の国森づくり基金運営委員会
議事録

開催日時 令和2年8月6日（木）
10：00～10：45
開催場所 和歌山県自治会館
3階 304会議室

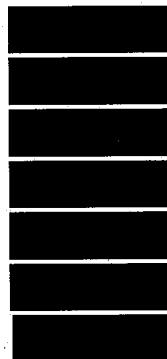
令和2年度（8月）

紀の国森づくり基金運営委員会

1 開催日時 令和2年8月6日（木）10：00～10：45

2 開催場所 和歌山県自治会館 3階 304会議室

3 出席委員



委員

委員

委員

委員

委員

委員

計7名

4 県関係出席者

| | | |
|--------|--------|-------|
| 森林・林業局 | 局長 | 山野井道信 |
| 森林整備課 | 課長 | 児玉和久 |
| " | 副課長 | 南方清克 |
| " | 緑化推進班長 | 寺田智 |
| " | 主任 | 後藤修 |
| " | 技師 | 井馬莉彩子 |
| 海草振興局 | 主事 | 川島有美 |
| 有田振興局 | 主事 | 片岡宏美 |

令和2年度（8月）紀の国森づくり基金運営委員会

日時：令和2年8月6日(木)午前10時より

場所：和歌山県自治会館 3階 304会議室

開 会 午前9時58分

南方副課長

それでは、皆様おそろいですので、ただいまから「紀の国森づくり基金運営委員会」を開催させていただきます。

紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第3項の定足数ですが、議決権を有する委員数8名に対して、本日ご出席の委員が7名と、過半数に達しておりますので、本委員会は有効に成立了ことをご報告いたします。

本日の議事録につきましては、発言委員名を伏せて県のホームページで公開しますので、ご承知願います。

それでは、会議に入りたいと思います。

紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第2項により、会議の議長は委員長が当たることになっておりますので、■委員長お願ひいたします。

■委員長

はい、改めまして■でございます。まず、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第7条第1項に基づきまして、本日の議事録署名人を私のほうから指名させていただきます。

■委員と■委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

[両委員うなずく]

■委員長

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、平成19年度第1回の委員会で決定したとおりに、審議については自由な議論を行うために非公開としたいと思います。

そのため、報道関係、傍聴者の方がおられるかどうかの確認をいたします。事務局いかがでしょうか。

寺田班長

おりません。

■委員長

はい。

では、いらっしゃらないようですので、審議のほうに入ってい

委員長

きたいと思います。

議事、本日は1件しかございません。

議事の1「令和2年度（第2次）紀の国森づくり基金活用事業に係る公募事業の審議について」です。

それでは、評点の結果等につきまして、当局からご説明をお願いいたします。

寺田班長

事務局の寺田でございます。

それでは、お手元の資料を1枚めくつていただいた1ページ目、右肩に「資料①」と記載されているページをご覧ください。

今回の公募事業は、令和2年5月25日から令和2年6月26日の期間で募集いたしました。

申請件数1件、申請額20万円の応募がございました。

それでは、選定要領の概略と事前審査の評点結果についてご説明します。

次のページ、資料②をごらんください。

まず、選定要領の概略ですが、応募された事業は、県で、紀の国森づくり税条例、同基金条例の趣旨及び要綱等と照らして整合性があるか確認を行いました。

その結果、今回の公募事業に整合性があると判断し、事前審査として委員の皆様に評点シートの作成をお願いいたしました。

その評点シートの結果をもとに、この委員会では、こちら左下の赤で囲ってある部分の審査となりまして、事業の適否をご審議いただることになります。

適否の判断基準としましては、「適当」は各委員の評点の平均点が23点以上のものとなってございます。

ただし、23点以上であっても、0点の項目が採点者数以上ある場合、または過半数の採点者が0点とした項目があるものは「適当でない」となりますので、よろしくお願ひします。

そのほか、再評点を行うことがふさわしいと判断された事業については、この場で再評点を行っていただき、その採点結果で決定することといたします。

県では、この委員会で適否の決定をいただき、事業の採択を行うこととしております。

それでは、事前審査の結果について説明します。次のページの資料③をごらんください。

寺田班長

このページは、評点結果及び事前評価における各委員の項目別点数並びに各委員からいただいたご意見を掲載してございます。

本日は、申請窓口である海草振興局の担当者も同席させていただいている。現地状況や申請団体の意向等も把握しておりますので、ご質問がございましたら担当からお答えさせていただきますので、その旨ご了承いただきますようよろしくお願いします。

また、一番下の段にございます特記事項のうち、代表的なご意見につきましては、採択者への通知の際に留意事項や意見として記載したいと思います。

なお、この留意事項等については、委員会終了後、改めて各委員に内容の確認をさせていただきたいと考えております。

以上となります。ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

■委員長

どうもありがとうございました。

この事業自体も、前回から継続して申請をされているということ、それから事前にも皆様からかなりたくさん質問がありまして、それに対するご回答も一応今の段階ではいただいているということで、内容についてはかなりご理解いただいているとは思うんですが、今の当局からの説明につきまして何か質問等ござりますか。

一応、今回 23 点を今のところ上回っている、そういう案件ではございますけども、よろしいですか。

[質問なし]

■委員長

それでは、質問がないようでしたら、審議のほうに移ってまいりたいと思います。

先ほど事務局からもご説明ありましたように、「適当」と判断する基準点の 23 点は上回っております。この結果について、委員の皆様からご意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

結果を見ますと、「適当」ということで判断されるわけですが、こちらのほうで「適当」と判断してもよろしいでしょうか。特に異議ございませんか。

[意見なし]

■委員長

そうしましたら、この1件を「適当」ということで本委員会の審議結果として県に報告したいと思います。

今度、今回の審査に当たって、その事前にいただいた質問内容、あるいはこの評点シートの中にご記入をいただいた特記事項等ですね、ちょっと結構な量になっておりますので、もしこの辺も含めてもう一度ご意見いただけるなら、ぜひいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に、補足して何かご意見いただけますか。

■委員

ちょっとお聞きしたい内容ですが、特記事項で書かれている、このホルトノキの枯れる原因の「ファイトプラズマ罹患」というのは、具体的にどういう状況というか病気なのでしょうかという質問をしたいです。

■委員長

ありがとうございます。

これ ■委員か ■委員——どなたか。

■委員

これを書いたのは私です。

樹木が病気になる原因はいろいろありますけども、多いのが菌類です。菌類というのは、キノコを生やす菌もあれば、カビのような胞子だけを飛ばす菌等、無数にあります。

そういう中で、そういう菌類でもない、ウイルスでもない、細胞壁がなく、植物に寄生しながら生活する、ファイトプラズマという病原体があります。

それにサクラの木とかホルトノキが罹患するんですけども、ホルトノキだけがだんだんと葉っぱが黄色くしおれてきて落葉していく、徐々に弱っていくという病気の状態を呈して、これが1990年ごろに、大木がかなりあったんですけども、徐々に侵されていく、弱ってきて枯ってきたので切ったと。このころ、僕は和歌山城を毎日散策していましたので、毎日のように観察していてよく知っているんですけども。

同時期に、非常に手つかずで保全してきた日前宮の森、あの中にも3分の1ぐらいはホルトノキの大木が占めていたんですけど、それも全部枯れました。

という事実があるので、書かれていたように、お城の石垣を見せるために上部を伐採した、そのために翌年に日照りが続いて枯

■委員

れたんだというのではありません。

ですので、これを一つの例としてですけど、子供たちへの教育に使っていくというのが主目的ですから、できるだけ事実——特に森林についての生理学的あるいは樹木学と言いますか、そういう面からの検証はきちんとされたものをしていただかないと、教育上間違ったことを教えていくことにつながっていくんじやないかと思って、あえてこれだけ字数を費やして書かせてもらいました。

■委員長

ありがとうございます。

本当にもつともなことかというふうに思いますけど、■委員、よろしいですか。

■委員

はい。

■委員長

ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

前回のときもちよつと問題になったかと思うんですけども、この専門家による調査というのをどの程度ちゃんと専門家という方を呼んで一緒にやるのかですとか、あるいは学校の樹木と和歌山城の樹木ということで、ちょっとそのプログラムについてどういうものかということも事前に確認させていただいていますが、私もちよつとどのような目的でこの教育を——「SDGs」とかいろいろ書いてはあるんですけど、ちょっと和歌山城の樹木と学校の校内の樹木と、というようなところがどうもばらばらというか、どう関連するのか少しづわからなくて、もう少し整合性をとるような、あるいはストーリーがあるような、調和できるような内容にするようにご努力いただきたいとちよつと思っています。

そのようなことをぜひ考えていただければと私は思っています。

ほか、いかがでしょうか。

■委員

振興局の方に伺いたいんですけども、専門家による調査の具体的な内容については、協会から何かお聞きになっていることがございますか。

例えば、どのような方が調査に当たられるとか、具体的に調査

■委員

項目がどういうことであるとか。

海草振興局農
林水産振興部
林務課
川島主事

海草振興局の川島と申します。よろしくお願ひいたします。

専門家というのを具体的にというと、大学の教員の方ですとか、そういう方に手助けしていただいてというのを伺っているんですけども、はつきりと誰というのはちょっとまだお聞きしてないです。申しわけございません。

■委員長

ありがとうございます。

これ、こちらにちょっと添付いただいているこのパンフレットですかね、このリニューアルみたいなこと考えていらっしゃるんですよね。

海草振興局農
林水産振興部
林務課
川島主事

はい。こちらは平成20年度の森づくり基金で作成されたものであって、かなり和歌山城の木の内容が、もう今は無いものもあるということで、もう一度ちょっと調べ直して新しいものを、皆さんができる散策できるようなものをきちんとつくりたいというお話をしました。

■委員長

ありがとうございます。

■先生、何かございますか。

■委員

現在ではちょっと間違った名前がついているものがございます。その辺でどのような調査をどういうふうにするのかというのが気になりました。

■委員長

わかりました。

植物の分類に明るい方にやっぱりちょっとお願いしたほうがいいのではないか、その辺を確認したほうがいいのではないかということですよね。

■委員長

ありがとうございます。確かに多くの方の手に渡るパンフレットかと思いますので、正確を期すようにアドバイスをいただければいいのではないかなと思いました。

ありがとうございます。

寺田班長

こちら事務局なんですが、参考までに前回のときの条件といいますか、前回条件を付した上で採択していく、今回の意見と同様の意見が出ておりまして、ちょっと申し上げます。

どのようなパンフレットを作成するのかや参加者に何を教えるのかを明確にすること。そして、既存資料の活用や専門家の意見を交えて検討してくださいと、今回同様の意見がございました、参考までに前回はこのようになってございました。

■委員長

ありがとうございます。前回と同様の意見は、最低限やっぱりつけていただきたいかなと。一応対応はいただいているんですけども、念を押していただければという気がいたします。

ほか、いかがでしょうか。

■委員

すみません。ちょっとと言い過ぎかもしませんが。

「専門家」という場合に、いろんなテレビ番組を見ていても、専門家、わっと言うて、ぱっとコメントされるんですけども、いろんな方がいらっしゃって、各団体が専門家として指導を仰ぐ場合もいろんな方がいらっしゃると思うんです。

そのときに、きちんと基礎を押された方がまずおられて、そして子供たちに教えていくについては、そういう事実ならばこう教えたほうがいいねとか言う専門家もいてるでしょうし、そういう複数の専門家のリレーションで伝えていくような。手はかかるて厄介なんですけども、そういうことがしていただけるんだったらベストだと思います。

単に「専門家」と言うても、知ったかぶりの非常にあやふやな場合もありますから、その辺できればきちんと元を押さえられる方もおって、教えるのが上手な……。こういうパンフレット、ここにもずっと名前出ていますけども、単に名前だけ教えられても人は覚えませんし、理解もしません。あ、そうか、何という名前か、というだけでは。

特に和歌山城公園の場合には、過去からのずっと守られてきた

■委員

歴史があって、最近でも空洞化した巨木のムクの木は危ないかなというので、かなり整理された。見た目だけでもかなり森の様相というのは変わってきていますから、それをどういう管理をしてきたかまでわかった人がアドバイスをするというようなことがあって、それを子供たちにどう伝えるか。で、和歌山城のあり方を市民としてもどう考えるかというようなことまで発展できれば一番いいなという感想を持ちます。

■委員長

ありがとうございました。

確かに——こちらだったかな、「併せて、和歌山市の公園管理や活用の方針も確認してください。」というところ、そうですね。ただ単に、樹木がそこに生育しているということだけではなくて、そこには管理の手が入っているわけですから、このようなことも意識してプログラムとして組み立てていただければなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、一応「適当」との判断はいたしますが、今出てきたようなご意見をちょっと特記事項の中に——留意事項ですね、留意事項を付して、そしてお願いできればと思います。

それでは、今回これで2回目の公募事業の応募結果ということになりますけども、これ今年の基金活用事業、本当に昨今の新型コロナウイルスの影響を受けて、件数的にはこれだけ今までになくちょっと不調ですよねという状況になってしまっているんですが、総括的に何かご意見ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

■委員

前回、1次募集もそうですし、昨年度、私途中から参加させていただいているので、少し気になったんですけども。

この事業が要綱の中では、何月何日から何日の間にしてくださいということなんんですけども、やはり自然を相手にしているので、中止になることが多いと思うんです。

で、全てしてほしいわけではないんですけど、ある程度何か予備日みたいなものを設定できないのかなという気もしています。一般の方を集めるというのは、それなりに予備日というのは設定しにくいのかもしれないけれど、より事業を全うしていただくために何かそういう手当てがあればいいんじゃないかなと思って

■委員

います。

■委員長

ありがとうございます。

本当に昨今、とにかく変な時期に、かなり台風のような、豪雨のようなものが来たりということで、何か狙っているかのように土日が雨になってしまったりということで、確かに中止にせざるを得ないことが多くなっているように私も実感しています。そのために、予備日をある程度、可能な限り検討しておくということは非常に重要なことかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

私、最近気になっておりますのは、こういった野外イベント、屋外イベントが、やっぱりこういった新型コロナウイルスの影響を受けて次々と中止になってしまったりしているという中で、この状況って、じゃ来年大丈夫かというと、何となくやっぱり数年ぐらい影響が出てしまう可能性があるなといろんなところで言われていますし、性質上そのようなことを考えておかなければいけないんじゃないかと思うわけですね。

その場合、やっぱりこれは別に県だけでやることではないかもしれませんけども、ガイドラインというか、ちょっとある程度の確認事項みたいな——もしやる場合には、こういうところに気をつけてくださいねという、何かガイドラインの基本的な事項だけでもいいので、つくっておいてはいかがかなと思います。

もちろん各団体につくっていただいて、それを確認するということでもいいんですけども、この応募の申請の中にそういう一項——もしこういうときになったらこうしますという一文があるといいのではないかと思いました。

あと、判断に非常に苦しむ場合も多くて、学校なんかは本当にそうなんですけども、行かせていいものかどうかというところなんですよね。

受け入れる側、来てもらう地域の側も非常に不安に思っていたりすると思うんです。なので、そういうところを少しでも助けるために、お互いの意見をすり合わせるためにも、少しそういうガイドラインみたいなものがあって、それに基づいて、こういうことだけができるかとか、こういうことなら受け入れてもいいよとかいうことを促すような仕組みをちょっと考えられないかと思っています。

委員長

じゃないと、いつまでもこういう低調な状態が続いてしまうと、せっかく屋外なので、屋内のイベントに比べれば、私は工夫次第でいろいろできるのではないかなど思うわけですけども、そのあたりちょっとこれから考えていかなきやいけないんじゃないかなと思いました。

あとは——ここで共有してもいいんでしょうか。この間、
のときに、非常にショッキングなご意見を
から出されまして。

緑育事業をいつもどおり紀南のほうで行っていたところ、そちらのある学校では、そんないろいろ話をしてくれなくていいと、森の中を子供たちが歩いてくれれば、それでいいというふうなことを教員の方からおっしゃられたようなんですね。

つまり、「緑育」って何なのかとか、子供たちにどういう体験をしてほしいかというところが、ずっと長く続いている、すごくすばらしい取り組みなんですけども、なかなか共有されづらくなつて——今、学校自体も今までの総合的な学習の時間とかがもうなくなつてしまつて、非常に時間がタイトになつてるので、特に今年はコロナの事情で学習が非常に密になつてゐるんだろうと、そういう事情はあるとは思つんですが。

もう少しやっぱりこういう基金事業なども活用して、子供たちにこういう森林での体験をさせる意味、そういう木育とともに含めてですけども、木材や森林のことを知つて、そこで楽しむということ、そういう経験を積んでもらうということの意義みたいなものを何か発信していかないと、どうもちょっとそれが少し薄れてきてしまつているような、そんなことをちょっと感じました。

せっかくこういった事業をこれまで積み重ねてきているので、何かこの意義を伝えるような取り組みができるかなと思ってますが、何かありますか。

山野井局長

すみません、この間の の件で。

あの後、森林・林業局の中でいろいろ情報交換もしたんですけども、「緑育」の事業を平成5年から始めましたが、その当時、7校500人ぐらいの規模から始めまして、当時は正式なタイトルは「林業従事者による子供たちのための森林・林業教室」ということで、スタートしました。

その後、財源がいわゆる紀の国森づくり税に変わっていったん

山野井局長

ですけれども、今、年間大体 5,000 人ペースですね。小学校 5 年生で森林・林業のことを習うということで、そこにターゲットを当てています。和歌山県の小学生の 1 学年というのは、あの当時は 1 万人ぐらいやったんですが、今は多分 7,000~8,000 ぐらいと思うのですけれども、そのうちの 5,000 人ぐらいが毎年その授業を受けているというのはすごいことです。

ただ、その中で問題点というのが多少出てきています、何が問題点か言いますと、教える側の人というのが一律ではないことです。いわゆる自然保護という立場の人、それから林業という立場の人、それぞれのいろんなバランスがあって、その中で伊藤さんが言われた—— [REDACTED] の立場で話をされていますので、例えば森の働きとか、そんなこと。森林組合の方がいれば、林業というふうに焦点を絞っていく、だんだんそういう人材が少なくなってきたんだなという、ちょっと反省があります。

それで、紀の国森づくり税も改変の時期にかかってきていますので、そういうことで子どもたちにちゃんと伝えられるような人、バランスがある程度とれている方を今後、養成できたらな、養成していけたらなという思いがありました。

あれから、[REDACTED] が終わった後、ちょっと問題だなと思ったのがそういう点でございます。

[REDACTED] 委員長

ありがとうございます。

私も、他県の状況も含めてなんんですけども、やっぱり今、和歌山県だけでなくほかも含めて、ある意味過渡期というか、今までやっぱり中心で担ってくれた方がずっとこう年齢を重ねてきていて、そこにいかに新しい——もちろん世代的にも若い方、それとあともっと広がりですね、いろんなところからそういう教育に携わってくれる方をいかに獲得するか。で、なおかつそこで何を教えるべきかということを少し共有するような機会を持つという、このような三つのことがいろんな県で、それぞれの県の特色を出していろいろと検討されているように見えます。やっぱり和歌山県もそういう時期に来たのかなと思います。

もちろん若い方を巻き込んでいくというのは一つなんですが、もう一つが分野を超えて、もう少し広い分野からそういう方を募っていくということで、私、最近やっぱり木育ということが

——「緑育」とか「森林環境教育」と言われていた時代から「木育」というところに今入ってきているわけですけど、今までどうしてもものづくりなど、あまり関係がつくれてなかつたところと関係がつくれると、やっぱり大分新しいメンバーですね、今までやっぱり余り森林環境教育の中などにはまだ含まれてなかつた方も含めて、随分広がりがあるなというのをちょっと思った次第です。

なので、やっぱり和歌山の緑育って本当に伝統があるというか、先進的な取り組みで、しかも今ほとんどの生徒さんが学校にいる間に一回は経験する、本当すばらしいと思うんですね。なので、これをもっと磨き上げるようなことに、こういった税などが有効に使われるといいなと思っています。

児玉課長

先ほどの [] の意見で、少し局長のお話を補足いたします。

局長申し上げたとおり、教える方の育成ということもこれから力を入れていく必要があると、それはもう当然思っております。

それと、もう一点、学校の先生のほうに、私も経験ありますけども、やっぱり学校の先生はスケジュールであったり、その辺をすごく気にされることが多い。特に、今年なんかはやっぱりコロナの影響で非常に時間的な制約も大きい中で、いろんなリスクがあると思うんですけども。この事業を実施するときに学校の先生ともその辺十分打ち合わせをして、この事業のことであったり、内容も十分理解していただいた上で、もちろん時間的なものをきちんと守るというのは当たり前の話なんですが、そういう理解を得ながら事業を進めるということが大事だと思っておりますので、その辺はしっかりと取り組んでいきたいと思います。

それと、もう一点、 [] 先生からお話をありました、コロナの時期でのこういったイベントの開催とか、そういうことについてのガイドラインみたいなことというのは、これはきちんと県として周知をして、しっかりと守って、それを実施するかどうかの判断も含めて、一定のその判断基準みたいなことというのは県でもいろいろ発信しておりますので、そういったことをまた改めてお話をさせていただいて、適切に事業を実施していただくということも必要かなと思っておりますので、そういったことにもきちんと取り組みたいと思っております。

■委員長

ありがとうございます。

■委員

今の話を聞いて、改めてまた前回のお話をさせてもらいたいと思います。

■委員

今、キーパーソンで林業をやられている方の話があったり、先生の話もあったし、県の職員をっていう話もありましたよね。この前お話しさせてもらって、やっぱり市町村なんだと思うんです。で、まさしく今、本宮町の町長が言われたということなんだと思うのですよね。そのところをしっかりとしないと、今合併していくって、本宮町もなくなって田辺市になって、龍神もないという中で、やっぱりそういう市町村の中でしっかりと山のこと、林業のこと、そしてそれとつなげる教育についても、今や教育委員会だけじゃなしに市長部局もちゃんとした見識を持って絡んでいかないといかんというような中で、その育成というのがやっぱり言葉として出てこないということなのかなと改めて思いましたので。

その税金を使うというイニシアチブをやっぱり市町村長であったり、知事であったりというのが、最後のイニシアチブを持っています。で、そこにしっかりと意識づけをしていくというふうな運動をもぜひお願いします。それでないと、せっかく税金をつくるときに——税金をつくるってすごくエネルギー要るんですね。そのエネルギーをかけてつくった税金が要らんやないかみたいな話というのは、もう非常につまらんので、それだけ改めて話をさせていただきたいと思います。

山野井局長

■委員、どうもありがとうございます。

もうちょっと、これはぼやきになると思うのですけれども、今の■委員のこのお話について、現在の森林環境税の現状なんですが、去年からいわゆる森林環境税というのが県にも市町村にも入ってきてています。

その中で、和歌山県で一番多いところが田辺市というところになります。2番目が有田川町とか古座川町とか、そういうグループになっています。

そういうところで、まさしく田辺市は、旧の本宮町を合併しているところですから、そういうところでもっと頑張ってもらいたいと思うんですけども、何しろ昔やったら龍神村に林業課があ

山野井局長

って、中辺路町に林業課という課があつたんですが、今はどこへ行つてもそういう市町村の中に森林・林業の専門当局というのがあるところが少ないんです。

その中で、どうしたらいいのかわからんよというのが去年の手探りの状況でございまして、これらはせっかく森林環境譲与税が来ても使い道にものすごく苦労するなということで、去年から、私どもの森林・林業局の前任、それから児玉課長たちなどが必死になって走り回って、そういう市町村の担当者の方に、せっかく自分らのためにつくってくれた税金ですから、ちゃんと使い道をしなさいと。一番最悪なのは、積み立てて学校建てるのに木を使うよというような、これはもう最悪の感じなので、もつと森林整備に使ってほしい。都市部へ行つたら、逆にそういうふうに木を使って幼稚園とか小学校を建てるというのもありかも、わかりませんけれども、和歌山県内では森林整備のためにもう少しお金を使ってほしいという思いがあります。

今も■委員が、最後は知事の判断であり市町村長の判断であると。おっしゃるとおりだと思いますので、その辺私たち一生懸命やっていますけれども、今後もさらに気をつけて、気を入れて頑張りたいと思います。

■委員長

どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしましたら、今回も熱心なご審議をいただきまして、本当にどうもありがとうございました。本日の議題は、これで全てということですので、ここで事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

南方副課長

■委員長、ありがとうございました。委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

本日の審議の内容につきましては、事務局にて議事録を取りまとめ、各委員の皆様に発言内容のご確認をいただいた後、冒頭に委員長から議事録署名人としてご指名いただきました■委員と■委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中、本当にありがとうございました。

閉会 午前10時45分